



日刊労働千葉

労働千葉結成10周年!

国鉄千葉労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(労働車会館)

電話 | (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

1989.9.13

No. 3085

首切りに『和解』はない

事業団の仲間の怒り、くやしさをわがものに

9/2-4

国労第五回定期全国大会

「連合」・統一労組懇を拒否
「事業団」闘争にストライキ

大会は、清算事業団の三月期限切れをひかえ、「事業団」の組合員の切実な訴えと怒りは、全参加者の心をとらえ胸をうつた。

なかには、「広域採用をやつたが効果があつたのか、決戦を前にして性根を入れよ」といった発言に代表されるような本部指導部への強い「要望」も出された。又、発言はJ R内で闘う代議員から多く出された。それぞれが、心底怒りをこめJR当局・革マルJ R総連を憲劾した。

核心は、現場の怒りや闘いを単なる対政府・当局交渉のための「圧力」にわい小化させないことがあり、「事業団」闘争を國鉄決戦の中軸にすべきを国鉄決戦の中軸にすべきである。「事業団」の仲間の怒りくやしさをわがものとしてストライキを頂点とする全国的反撃を巻き起す中に勝

利の展望が切りひらくあるところにある。

三日間の討論を通して、署名、中央集会(十一月二二日、五万人集会)、ストライキをもつて政府・当局にせまる、という方針を決定した。

ここでは、労働者の団結権や団体行動(争議)権が保障されているのみではなく、対使用者との関係をも規定するものとなっています。したがつて、使用者によつて団結権を侵害された労働者及び労働組合は、その行為を団結権保障(憲法二十一条をはじめとする)に違反する違法行為として、裁判所によつて救済を求めることがあります。



憲法二十八条には「労働者の団結権」として「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これ

を保障する。(全文)」と書かれています。

今回より数回にわたり「不当労働行為」について述べてみます。よく「不当労働行為」ということが言われますが、具体的にどのようなことなのかあきらかにしてみたいと思います。

一、不当労働行為制度とは何か、労働組合と労者による団結権侵害行為の典型的なものを具体的に法律の規定で明示し、それを禁止する必要があります。さらに、裁判所による救済にまかせるだけでは不充分であり(周知のとおり裁判では長い時間と多額の訴訟費用が必要)、訴訟法上の規制にとらわれず、自らもつと妥当な解決を行うことができ、しかも迅速・簡潔に、団体権侵害行為に対する救済を講ずる制度として設けられたのが、不当労働行為制度であります。労働委員会はこのために設置されたものです。

ところで、いくら憲法に保障されたものとはいえる、実際にそれを守つていくのは現場の労働者の団結の力であるといふことは、はじめに強調しておきたいと思います。

国労は第五回国労定期全国大会を九月二日から四日に開催した。

大会には代議員・傍聴者多数が九段会館をうずめ、多数の発言と討論を経て事業団闘争、「連合」を拒否し、統一労組懇(日共)にも行かない、等を決定した。

労働者の労働条件その

全組合員が血を流し、涙を流し、そして勝利した10年!